

田村大臣閣議後記者会見概要

(H25.9.20 (金) 10:52 ~ 11:04 省内会見室)

(記者)

生活保護の引下げに関して、大量の審査請求を現在行っているということで、もちろん皆さんの要望としては引下げを止めて欲しいということと、来年以降、2回の引下げについて考え方として欲しいというようなことも言っているわけですが、もし今後消費税増税があったり、あるいは物価がもっと上がっていくということを勘案すると、今後2回の引下げについて見直すということも選択肢としてはあるんでしょうか。

(大臣)

引下げを見直すというよりかは生活保護、いなくなれば生活扶助費自体は毎年適正な水準かどうかということを見ていくわけでありまして、必要に応じて引上げをやってきているわけで、引下げも含めてやってきているわけですよ。そういう意味からすれば、今回の3年かけてのスキームというものは当然のごとくもう決定したことありますから実行しますが、ただ今言われたような物価が上がる、消費税が上がれば当然物価も上がる、そういうことを勘案してですね、当然毎年度の調整もしなきゃいけないわけで、結果として引下げ幅が縮まったりでありますとか、結果としてですよ、場合によっては急激な物価上昇とか、それはそう簡単にはないんでありますけども、引上げ幅以上のような生活の実態、消費の実態がそういうことが起るんであるならば、その水準を上回るなんてことも理論上はあり得る話でありますから、引下げを止めるという話ではなくて、毎年の消費の実態を中心にですね、生活の実感等々を踏まえてですね、生活扶助に関しては調整は当然していくという話であります。

(記者)

そうするとその範囲の中で生活については一定の担保ができるという、最低限の生活ということは担保ができると。

(大臣)

もちろんそうであります。それができなかつたら憲法違反になりますので。要はずっと同じ状況であると、経済の状況といいますか、物価の状況、消費の動向、こういういろんなものが全く同じであるということを前提に、3年間で一定水準適正化をするという流れでありますから、当然その3年の間にいろんな状況が変わればですね、それに対して調整はされていくという話になるというふうに思います。